

## 文化庁への便り

### 町民の生活権優先を

### 納得できぬ町ぐるみ保存

と題して樺原市今井町自治会長松村朝一氏からの御意見が、五十一年九月六日付けサンケイ新聞アッピール欄にのつた。

詳しくは、この新聞を読んでいただけとして、松村さんは、今井町が文化庁の今度の指定に入っていると誤解されていましたが、それはともかく、「保存」という名の法律が、そこに住む人たちから生活権を奪ってしまうことになる」という。

これに対し、伊藤建造物課長のお答えをここに掲載する。(五十一年九月サンケイ参照)。

### 建造物保存には住民の合意がまず必要

九月六日付け、サンケイ新聞五面、アッピール欄に関連して、一言申し上げます。

御承知のように、昨年六月議員提案により文化財保護法の改正が行われ、歴史的集落・町並みの保存を行なうための伝統的建造物群保存地区制度が新設されました。文化庁ではこれにもつき、このほど「重要伝統的建造物群保存地区」の第一回の選定を行いました。七月二十四日の各新聞朝刊、あるいは九月四日付けの官報所載のとおり、秋田県角館町、岐阜県白川村荻町、長野

県南木曽町妻籠宿、京都市産寧坂、同市祇園新橋、山口県萩市堀内、同市平安古の七地区です。

文化庁としては、このような選定保

存地区が逐年増加してゆくことを期待しております。と申しますのも、この

地区選定は、そこに住む人々の地区保存の合意を具体的に示す市町村の保存条例の議決が前進となつてきるからです。

この集落・町並み保存の制度は、個々の建造物を凍結して保存しようとするものではなく、周囲の歴史的環境を含めた全体を、いわば生きたまま保存しようとするものであります。そのためには、まずなによりも、そこに居られる住民の間に保存の合意があることが必要であります。次には、それを具體的に保存するに必要な施策を策定し、それを実行する市町村の積極的な姿勢が必要です。このように住民と地方公共団体の意志が一致した場合、まず市町村自身が「伝統的建造物群保存地区」を定めるのです。その定め方は、都市計画区域内においては、都市計画として定め、それ以外の区域では、市町村の条例によつて定めることになつています。こうして市町村が定めた保存地のうち、申し出のあつたところについて、国が特に価値が高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定することができます。現在、伝統文化を伝えた町並みを残していくこうという気運が全国に盛り上がったのも当然と思います。古きものの保存はまた、新しい文化の創造の源でもあります。

たるわけです。  
国が選定した保存地区については、

その他区の保存のため、市町村が必要とする経費の半分を国が補助し、保存の実が一層上がるようお手伝いをいたします。保存のための事業としては伝統的建造物の修理、新しい建物を周囲と調和させるような修景、生けがきの補修、防災施設の設置等があります。

さて、伝統的建造物群保存地区の保存は、主として外観の保存でありますので、規制されるのは、その部分に限られます。保存するためには規制も必要となるわけですが、その趣旨は、伝統的建造物については地区としての特性を失わないよう、その他の物件については歴史的環境を著しく損じないようになります。

規制ではありません。実際の規制にあたつては、住民の代表をも加えた審議会を設けて、十分審議するようになります。このことによって、建築基準法の一部の規定を適用しなかつたり、または制限の緩和ができる道が同法の規定によって認められています。

歴史的な深い由緒のある集落・町並みは、そこに住む人々にとって、かけがえのない郷土であります。急激な開発の波が去り、古きものの見直しがあちこちで行われている現在、伝統文化を伝えた町並みを残していくこうという気運が全国に盛り上がったのも当然だと思います。古きものの保存はまた、新しい文化の創造の源でもあります。

の深い御理解と御協力を願いいたしたいと思います。(文化庁文化財保護部建造物課長 伊藤延男)

○卷頭の岸田今日子さん

○渡部恒三政務次官  
安鳴長官との「フォト」十月一日号の対談の一節をまとめていただいた。岸田さんはいう。中年男性はどうして新劇を見に来てくれるのか。夕方、みんな何をしているのだらうか。

○谷本誠助教授  
「ことばと文化」(岩波新書)、「ことばと社会」(中央公論)、「閉された言語・日本語の世界」(新潮)の著書、いずれも創見に溢れていて、読者も多い。

○鈴木孝夫教授  
「ことばと文化」(岩波新書)、「ことばと社会」(中央公論)、「閉された言語・日本語の世界」(新潮)の著書、いずれも創見に溢れていて、読者も多い。

○谷本誠助教授  
ロンドンから二年間の留学を終え帰られ、ばかり。朝日五一・四・一〇の論壇で、英國のテレビに文学が生きていることを指摘された。

○谷本誠助教授  
「ことばと文化」(岩波新書)、「ことばと社会」(中央公論)、「閉された言語・日本語の世界」(新潮)の著書、いずれも創見に溢れていて、読者も多い。

○谷本誠助教授  
ロンドンから二年間の留学を終え帰られ、ばかり。朝日五一・四・一〇の論壇で、英國のテレビに文学が生きていることを指摘された。

「文化庁月報」  
(通巻第九十八号)  
十一月号

広告の問合せ・申込み先  
株式会社  
電話(03) 二六八一二一四一

編集文  
化  
府  
昭和51年11月25日印刷発行  
〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所  
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
営業所 千代田区霞が関3丁目2番2号  
電話(03) 二六八一二一四一(代表)  
振替口座 東京九一六一一番  
印刷所 (株) 行政学会印刷所

定価・一五〇円  
年間購読料  
一、八〇〇円  
(送料二九円)